

認知症高齢者グループホームの公募事項に係る質問及び回答

	質 問	回 答
1	<p>様式10の勤務体制及び勤務形態一覧表(予定)について、従業者の職種、勤務形態、氏名の欄には現在勤務している職員の中から選抜した人員でしか記入できない。不足人員に関しては、今後募集をしていく予定となっているが、人員予定として記入してよいのか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
2	<p>様式10の勤務体制及び勤務形態一覧表(予定)における「当該月」とは開設初期段階なのか、それとも最大定員時なのか、それともこちらで設定してよいのか。</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受ける段階、つまり開設初期段階のものと解されたい。</p>
3	<p>様式8管理者(予定者)履歴書について、申請時点で指定基準上の認知症高齢者グループホーム管理者資格要件を満たしている者でないとならないのか。</p>	<p>認知症対応型共同生活介護の指定申請時に管理者要件を満たしていれば足りるものと解されたい。</p>
4	<p>様式5建設予定地に関する調書について、「2近隣への説明状況等」の「<input type="checkbox"/>適合」と「<input type="checkbox"/>不適合」とはどのようなことか。</p>	<p>様式5の「2近隣への説明状況等」の適合・不適合については、様式14の添付を求めているが、実際には様式15の添付が正しいため、訂正させていただきます。</p> <p>なお、適合とは「近隣の住民に説明を実施したこと」を、不適合とは「近隣の住民に説明を実施していないこと」を指します。</p>
5	<p>様式3認知症高齢者グループホーム整備・運営事業計画総括表について、当法人では現状建設予定地が複数存在しており、建築面積や建物構造等は決定地によって異なり、数値化することが困難である。現時点において何を基準に設定すればよいか。</p>	<p>現時点で複数候補地が存在する場合は、候補地の中から最も認知症高齢者グループホームに相応しいものを当該法人にて選定し、選定した候補地に基づき作成されたい。</p>